

## オンライン学会発表における著作権ガイドライン

オンラインによる学会大会での発表は、著作権法上の「公衆送信」に相当すると考えられます。そこで、本法人では発表者への注意喚起として下記のガイドラインを作成しました。発表に際しては、本ガイドラインを参考に、ご自身の判断で発表資料を作成してください。なお、本ガイドラインは一つの指針であり、複雑な著作権問題をすべて解消できるものではありません。

オンラインでの学会発表における発表資料（文字、写真、図表、イラストなどの画像を含む）の著作権は、発表者に帰属します。従って、当該発表資料が第三者の権利や利益の侵害問題を生じさせた場合、その責任の一切は発表者が負うことになります。万が一、第三者との間で、著作権その他の権利に対する侵害問題を生じたときは、発表者の責任と費用負担において当該第三者との間で解決して頂き、本法人は何ら責任を負いませんので発表者におかれましてはご注意くださいようお願い申し上げます。

### (1) 著作権／著作隣接権の許諾が不明または曖昧な写真・映像・音楽は使用しないこと。

- 他人の著作物は譲渡されない限り、利用してはいけません。
- インターネット上で「著作権フリー」として公開されている写真・映像・音楽であっても、著作権／著作隣接権の許諾が不明または曖昧なものがあるため使用に際しては十分留意すること。

### (2) 社寺仏閣、美術工芸品、人物などの写真や映像は発表者自身の撮影であっても使用しないこと。

- 建造物などは所有権や敷地管理権に基づく許諾契約が求められます。
- 芸能人などの肖像はパブリシティ権があります。
- ネット配信に対しても厳しい態度を取る傾向がありますので、安易に使用しないこと。

### (3) 引用に際しては、次の「引用の三要件」を遵守すること。

- 引用部分を明確に表示すること。
- 発表原稿のオリジナル部分が『主』、引用部分が『従』の関係にあること。
- 出典の明示を行うこと。

### (4) 出版物の図や表の引用は注意すること。

- 図や表は出版社が作成して出版社が著作権を有している場合が多いので、文章の著者から許諾を得るだけでは配信に使用できない場合があります。
- 出版物の表紙やイラストなどは、出版社に問い合わせしてから指定された条件に従って使用すること。

以上